

4 適格請求書の記載事項

(適格請求書に記載が必要な事項)

問 54 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。軽減税率制度の実施後、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付しています。

今後、適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような記載事項の追加が必要ですか。【令和6年4月改訂】

| 請求書 | | |
|-------------------|----------|-----------|
| (株)〇〇御中 | | XX年11月30日 |
| 11月分 131,200円(税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,400円 |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,800円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,200円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合 計 | | 131,200円 |
| 10%対象 | | 88,000円 |
| 8%対象 | | 43,200円 |
| ※ 軽減税率対象品目 | | |
| △△商事(株) | | |

【答】

適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です(区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。)(消法57の4①)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、次の記載例のように、適格請求書として必要な事項(上記

①、④及び⑤の下線部分) を記載することが必要です。

(注) 上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成した請求書等は、令和元年10月1日から実施された軽減税率制度における区分記載請求書等として取り扱われます。

【適格請求書の記載例】

| 請求書 | | |
|-------------------|----------|---------------------|
| (株)〇〇御中 | | XX年11月30日 |
| 11月分 131,200円(税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,400円 |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,800円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,200円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | | 131,200円 |
| 10%対象 | 88,000円 | (消費税 8,000円) |
| 8%対象 | 43,200円 | (消費税 3,200円) |
| ※ 軽減税率対象品目 | | |
| | | △△商事(株) |
| | | 登録番号 T1234567890123 |

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

(参考) 令和元年10月1日から令和5年9月30日(適格請求書等保存方式の開始前)までの間において、適格請求書として必要な事項が記載されている請求書等については、区分記載請求書等として必要な事項が記載されていることとなります(旧消法30⑨、28年改正法附則34②)。

(注) 1 区分記載請求書等の記載事項

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

2 区分記載請求書等の記載事項のうち、④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」については、適格請求書等の記載事項である「課税資産の譲渡等の税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

○ 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式の請求書等の記載事項の比較（消法 30⑨、57 の 4 ①、旧消法 30⑨、28 年改正法附則 34②）

| 請求書等保存方式 (令和元年9月30日まで) | 区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間) | 適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日から) |
|--|--|---|
| ① 書類の作成者の氏名 又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行 った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に 係る資産又は役務の内容 ④ 課税資産の譲渡等の 税込価額 ⑤ 書類の交付を受ける当該事 業者の氏名又は名称 | ① 書類の作成者の氏名 又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行 った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に 係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対 象資産の譲渡等である場合 には、資産の内容及び軽減対 象資産の譲渡等である旨) ④ <u>税率ごとに合計した</u> 課税資産の譲渡等の税込価額 ⑤ 書類の交付を受ける当該事 業者の氏名又は名称 | ① 適格請求書発行事業者の氏 名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行 った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に 係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対 象課税資産の譲渡等である 場合には、資産の内容及び軽減 対象課税資産の譲渡等である 旨) ④ <u>税率ごとに区分した</u> 課税資産の譲渡等の税抜価額 又は税込価額の合計額及び適 用税率 ⑤ <u>税率ごとに区分した</u> 消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける当該事 業者の氏名又は名称 |

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式における請求書等の記載事項に下線（実線）部分が追加されています。

2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等の記載事項に下線（点線）部分が追加・変更されています。

(参考) 国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」に掲載している「インボイス記載事項チェックシート」及び「マンガでわかるインボイス記載事項」も併せてご参照ください。

「インボイス制度特設サイト」
(インボイス記載事項チェックシート)



「インボイス制度特設サイト」
(マンガでわかるインボイス記載事項)

